

5年市長提出第27号議案

令和5年度

瀬戸市下水道事業会計予算

令和5年度瀬戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度瀬戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	33,200 戸	
(2) 年間総処理水量	8,446,100 m ³	
(3) 一日平均処理水量	23,077 m ³	
(4) 主要な建設事業	建設改良事業	2,157,341 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	2,360,826 千円
第1項	営業収益	931,792 千円
第2項	営業外収益	1,429,031 千円
第3項	特別利益	3 千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	2,248,241 千円
第1項	営業費用	2,129,010 千円
第2項	営業外費用	114,228 千円
第3項	特別損失	3 千円
第4項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 433,270千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 101,278千円、過年度分損益勘定留保資金 146,468千円及び当年度分損益勘定留保資金 185,524千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	2,386,204 千円
第1項	企業債	1,115,900 千円
第2項	他会計出資金	214,379 千円
第3項	他会計補助金	98,370 千円
第4項	補助金	853,529 千円
第5項	負担金等	104,024 千円
第6項	固定資産売却代金	1 千円
第7項	その他資本的収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	2,819,474 千円
第1項	建設改良費	2,157,341 千円
第2項	企業債償還金	661,033 千円
第3項	その他資本的支出	100 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
西部浄化センター整備	令和6年度	千円 2,425,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 1,115,900	普通貸借は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるもので償還する。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第9条以外の予定額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 130,383千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、506,938千円である。

令和5年2月14日提出

瀬戸市長 伊藤保徳